

ご注意ください!

あなたの地域でこんな相談!

平成30年10月 5日発行

各地域の事例は、相談件数が上位のもの、注意が必要と思われるものを記載しており、他の地域でも同種相談があります。



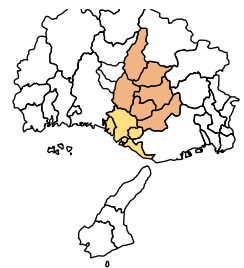
「台風で壊れたシャッターの修理を、ネットで探した業者に依頼。サイトで見た基本料金とはかけ離れた高額な費用を請求された。」

- 家屋の修理が必要になった場合、すぐに契約せず、公的な相談窓口、管理会社などに相談しましょう。
- 契約前に数社から見積りを取り、相場や必要な作業をよく確認しましょう。

「『ネットの通信費が安くなる』と電話があり、遠隔操作でパソコンの設定を変えられたが、本当に安くなるのか。」

- 契約前に、勧誘された事業者名やサービス名、連絡先等の契約内容をよく確認しましょう。違約金の有無や契約期間の確認も重要です。
- インターネット接続回線にかかる契約の多くは、「初期契約解除制度」により違約金の負担無く契約解除ができます。詳しい条件や手続き方法は最寄りの消費生活センターへご相談ください。

東播磨・北播磨地域



中播磨地域



「『テレビの受信障害対策で無料で工事する』との訪問があったが、どういうことだろうか。」

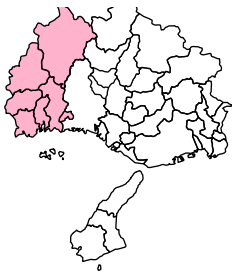
- テレビの地デジ化により空いた電波帯(700MHz帯)を、携帯電話などへ活用することに伴い、一部の地域でテレビに受信障害が生じる可能性があります。その対策のため、携帯電話事業者などが設立した「一般社団法人 700MHz利用推進協会」という団体が各地域を順次訪問しています。
- 身分証を持った作業員が訪問し、受信障害対策の工事をします。費用の負担はありません。

一般社団法人 700MHz利用推進協会ホームページ <http://www.700afp.jp/>



アナウンスに従って操作をすると
最寄りの消費生活センターに繋がります

西播磨地域



「突然、『貴金属はないか』と事業者が訪問。断ったが、しつこく勧誘された。」

- 依頼をしていないのに、事業者が突然訪問して買い取りをすることは、法律で禁止されています。このような事業者は、家に入れないようにしましょう。

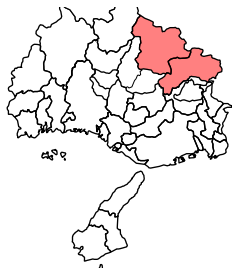
「大手電力会社から委託されたという業者から『電力を変える必要がある』と電話があり契約したが、信用できるか。」

- 電力会社をかたる詐欺のおそれもあるので、安易に個人情報を伝えず、事業者名や契約の内容（契約期間、解約時の違約金など）を確認しましょう。
- 契約前に、事業者が電気事業法に基づいた電気小売り業者か、資源エネルギー庁のホームページなどで確認しましょう。電話や訪問で勧誘を受け契約した場合は、クーリング・オフにより契約解除ができます。



但馬地域

丹波地域



「スマートフォンに『動画サイトに登録された』というメールが届いた。退会のために個人情報を入力し返信したが、大丈夫だろうか。」

- 利用した覚えのない料金を請求される架空請求です。
- 「退会希望の方はこちら」「連絡がなければ法的手続きに移行する」などの内容があっても、相手に連絡せず無視しましょう。

「法務省に似た名前の機関から『訴訟最終告知』というハガキが届いたが身に覚えがない。」

- 「法務省」とは一切関係のない架空請求ハガキですので、書いてある電話番号等には連絡せず、無視しましょう。
- 実際に訴訟になった場合は、裁判所から「特別送達」という方法で郵便が送られ、原則として郵便職員が直接名宛人に手渡します。



淡路地域



兵庫県立消費生活総合センター 相談調査課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-303-0999